

平成 30 年 12 月 25 日

各 位

会社名 株式会社日本ハウス
ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 成田 和幸
(コード: 1873 東証第一部)
問合せ先 常務取締役 河瀬 弘一
TEL (03) 5215-9907

財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ

当社は、金融商品取引法第24条の4の4第1項に基づき、本日、関東財務局に提出致します平成29年10月期の内部統制報告書において、開示すべき重要な不備があり、財務報告に係る内部統制は有効ではない旨の記載がありますので、下記のとおりお知らせ致します。

記

1. 開示すべき重要な不備の内容

当社は平成 30 年 9 月 25 日から実施された税務調査により、当社元執行役員不動産統轄本部長兼マンション事業部長兼賃貸・投資事業部長（以下、「元事業部長」という。）が、取引先と共謀して架空の経費を支出し、マンションの値引き販売に充当していたこと、すなわち売上高の過大計上という不適切な会計処理を行っていたことが判明いたしました。

これを受けて当社は、平成 30 年 11 月 5 日開催の取締役会において、調査の客観性・中立性・専門性を確保するため、当社と利害関係を有しない外部の弁護士及び公認会計士により構成される特別調査委員会の設置を決議し、同日から特別調査委員会による事実関係の解明及び原因の究明が開始されました。

当社は平成 30 年 12 月 17 日付で特別調査委員会から調査報告書を受領し、今回の不適切な会計処理の全容が判明したため、平成 29 年 10 月期に係る有価証券報告書及び平成 30 年 10 月期に係る第 1 四半期から第 3 四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出することといたしました。

今回の不適切な会計処理は、元事業部長をはじめとする役職員のコンプライアンス意識の欠如もしくは希薄さを要因とし、マンション事業部における相互監視・牽制機能の機能不全という内部統制の不備により発生したものと認識しております。

2. 事業年度末日までには是正できなかった理由

上記の財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備が、事業年度末日までには是正できなかった理由は、当該不備が事業年度末日後に事実確定したためであります。

3. 開示すべき重要な不備の是正方針

当社の全社的な内部統制及び全社的な観点で評価する決算・財務報告プロセス並びに業務プロセスに関するマンション事業部における内部統制の不備は、当社の財務報告に重要な影響を及ぼしており、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、特別調査委員会の指摘・提言を踏まえ、再発防止に向けて以下の改善策を徹底し、ガバナンス体制の強化を図ってまいります。

- (1) マンション事業部における内部統制システムの再構築
- (2) 内部監査室の機能改善
- (3) コンプライアンス意識の醸成
- (4) 現場と経営陣とのコミュニケーションの充実
- (5) 企業風土の改善

4. 連結財務諸表に与える影響

上記の開示すべき重要な不備に起因する必要な修正事項は、当該連結財務諸表に反映しております。

5. 連結財務諸表の監査報告における監査意見

無限定適正意見であります。

以上